

平成28年10月17日

株式会社 但馬銀行

## 保険新商品の取扱開始について

株式会社 但馬銀行（頭取 倉橋 基）は、お客さまの幅広いニーズにお応えするため平成28年10月17日（月）から、下記のとおり新たな保険商品の取扱いを開始しますのでお知らせいたします。

### 記

#### 一、取扱開始日

平成28年10月17日（月）

#### 二、保険新商品の概要

##### 1. 個人年金保険

商 品 名	プレミアストーリー	
引受保険会社	第一フロンティア生命保険株式会社	
主 な 特 徴	<ul style="list-style-type: none"><li>・外貨建て（米ドル・豪ドル）で運用し、契約時の積立利率で外貨建ての年金額が確定し、契約1年後から年金をお支払いします。</li><li>・年金受取期間は20年から40年（5年刻み）で設定することが可能です。</li><li>・年金受取通貨は、円・外貨の選択が可能です。</li></ul>	
据 置 期 間●	1年	
基本保険金額	最低	3万契約通貨（円入金特約付加時は300万円） ※年金額が1,000契約通貨を下回る取扱は不可。
	最高	5億円相当額

契約年齢 および 年金受取期間	契約年齢	年金受取期間
	0歳～89歳	20年・25年・30年
	0歳～86歳	35年
	0歳～81歳	40年
年金受取人	契約者	
死亡給付金 受取人	被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定	
後継年金 受取人	被保険者、被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定	

## 2. 就業不能保険

商品名	病気やケガで働けなくなったときの 給与サポート保険	
引受保険会社	アフラック	
主な特徴	<p>・病気やケガで“働けない状態”（注1）になったとき、家計から減らすことが難しい支出に備えることができます。</p> <p>（注1）「働けない状態」とは、所定の「就労困難状態」のことを指します。</p> <p><b>【ポイント1】</b> 病気やケガで就労困難状態になった場合（注2）に給付金をお受取りいただけます。</p> <p>（注2）精神障害や妊娠・出産などを原因とする場合を除きます。</p> <p><b>【ポイント2】</b> 就労困難状態が継続する限り最長65歳（注3）まで給付金をお受取りいただけます。</p> <p>（注3）保険期間が、65歳満期の場合。60歳満期もあります。</p>	
被保険者の 契約年齢範囲	保険期間・保険料払込期間	契約年齢範囲
	60歳満期	満18歳～満55歳
	65歳満期	満18歳～満60歳

※当資料は商品・制度・サービスの概要を説明したものです。

※詳しくは各商品の「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」とあわせて「ご契約のしおり・約款」等をご覧ください。

保険商品に関する注意事項については、別紙にてご確認ください。

(別紙)

### 保険商品に関する注意事項

- 生命保険は預金保険機構および投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- 生命保険は預金商品ではなく、元本の保証はありません。また、解約返戻金に払込保険料相当額の最低保証はなく、所定の解約控除が必要な場合や市場金利の変動等により払込保険料の合計額を下回ることがあります。
- ご契約前には『契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）』を必ずお読みいただき、内容を十分ご理解ください。ご契約時には『ご契約のしおり・約款』（変額保険の場合は、これに加え「特別勘定のしおり」）を必ずご覧ください。
- 生命保険は商品により、ご契約時の契約時費用のほか、一定期間内に解約された場合、解約控除（費用）が必要となる場合があります。また、据置期間中は保険関係費用、資産運用関係費用、年金管理費、外国為替手数料等がかかる場合があります、お客さまにご負担いただく手数料はこれらの合計額となります。なお、ご負担いただく手数料の項目、手数料率、計算方法等は各商品によって異なりますので、一律の算出方法等を表示することができません。
- 外貨建て保険商品については、為替レートの変動により、お受取になる円換算後の保険金額がご契約時における円換算後の保険金額を下回ることや、お受取になる円換算後の保険金額が、既払込保険料を下回ることがあり、損失を生ずるおそれがあります。
- 一部の商品については、国内外の株式や債券等で運用しているため、株価や債券価格の下落、市場金利の上昇、外国為替相場の変動等により、資産残高、解約返戻金等が払込保険料を下回ることがあります。
- 法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、ご融資のお申込み状況等によっては、生命保険をお申込みいただけない場合があります。
- 保険商品のお申込みの有無が当行とお客さまの他のお取引に影響を与えることはありません。
- 但馬銀行は、募集代理店として契約の媒介を行います。契約の相手方は引受生命保険会社となります。
- 引受生命保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡給付金額・年金原資額等が削減される場合があります。
- クーリング・オフの対象ではありますが、お申込みの撤回またはご契約の解除が出来る期間に制限があります。
- ご加入の検討にあたっては、販売資格を持つ当行の募集人にご相談ください。

本件に関するお問い合わせ 但馬銀行 ダイレクト営業センター

0120-164-230

受付時間／平日 9:00～19:00

(ただし、銀行休業日を除く)